

Title	マルクス社会理論の形成とその問題性：社会主義崩壊とマルクスの責任をめぐって
Sub Title	Karl Marx und die Probleme seiner Gesellschaftstheorie: Zu Marx' Verantwortung für den autoritären Sozialismus und dessen Zusammenbruch
Author	神田, 順司(Kanda, Junji)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2012
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.104, No.4 (2012. 1) ,p.507(1)- 530(24)
JaLC DOI	10.14991/001.20120101-0001
Abstract	<p>社会主義崩壊以降, ボルシェヴィキ革命に関する秘密文書が公開され, レーニンの恣意的かつ強権的な支配の実態が明らかになり, あらためてマルクス主義の功罪が問われている。本稿では, そのような過酷な革命の現実を見据えつつ, マルクス主義が潜在的に持つ強権支配の理論的萌芽をマルクスの社会理論の形成過程に求め, それを彼のヘーゲル『法哲学』との対決を中心に, 草稿にまで遡って解明する。本稿はマルクスの思想についてのそのような歴史的研究のひとつの試みである。</p> <p>After the collapse of the Soviet Union, secret documents of the Bolshevik Revolution, which show the facts of Lenin's arbitrary and authoritarian rule, were made public. These facts provide the opportunity for reconsidering the meaning of Marxism. On the bases of an analysis of Marx's manuscripts this study searches for the theoretical roots of authoritarian rule in Marx's social theory in its formative period, especially in his engagement with Hegel's "Philosophy of Right". This Study is an attempt at historical research on the thought of Marx.</p>
Notes	経済学講演会
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20120101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マルクス社会理論の形成とその問題性—社会主義崩壊とマルクスの責任をめぐって—

Karl Marx und die Probleme seiner Gesellschaftstheorie: Zu Marx' Verantwortung für den autoritären Sozialismus und dessen Zusammenbruch

神田 順司(Junji Kanda)

社会主義崩壊以降、ボルシェヴィキ革命に関する秘密文書が公開され、レーニンの恣意的かつ強権的な支配の実態が明らかになり、あらためてマルクス主義の功罪が問われている。本稿では、そのような過酷な革命の現実を見据えつつ、マルクス主義が潜在的に持つ強権支配の理論的萌芽をマルクスの社会理論の形成過程に求め、それを彼のヘーゲル『法哲学』との対決を中心に、草稿にまで遡って解明する。本稿はマルクスの思想についてのそのような歴史的研究のひとつの試みである。

Abstract

After the collapse of the Soviet Union, secret documents of the Bolshevik Revolution, which show the facts of Lenin's arbitrary and authoritarian rule, were made public. These facts provide the opportunity for reconsidering the meaning of Marxism. On the bases of an analysis of Marx's manuscripts this study searches for the theoretical roots of authoritarian rule in Marx's social theory in its formative period, especially in his engagement with Hegel's "Philosophy of Right". This Study is an attempt at historical research on the thought of Marx.

マルクス社会理論の形成とその問題性

——社会主義崩壊とマルクスの責任をめぐって——*

神 田 順 司

要 旨

社会主義崩壊以降、ボルシェヴィキ革命に関する秘密文書が公開され、レーニンの恣意的かつ強権的な支配の実態が明らかになり、あらためてマルクス主義の功罪が問われている。本稿では、そのような過酷な革命の現実を見据えつつ、マルクス主義が潜在的に持つ強権支配の理論的萌芽をマルクスの社会理論の形成過程に求め、それを彼のヘーゲル『法哲学』との対決を中心に、草稿にまで遡って解明する。本稿はマルクスの思想についてのそのような歴史的研究のひとつの試みである。

キーワード

社会主義革命、マルクス主義、ヘーゲル法哲学、法的・政治的カテゴリー、剥き出しにされた「欲求の体系」

はじめに

ドイツ急進派知識人が革命敗北の失意から癒えぬ 1853 年の初頭、かつてマルクスの事実上の師であり友であったブルーノ・バウアーはキリスト教的ヨーロッパの終焉を予告し、それに対抗する勢力としてロシアの台頭を予感した。⁽¹⁾ロシアにはヨーロッパを平準化とカオスへと導いた個人主義も民主主義もなく、運命共同体への絶対服従のみが支配する。だからそこには帝国主義支配へと突

* 本稿は 2011 年 10 月 18 日慶應義塾大学経済学部および慶應義塾経済学会主催による筆者の講演「マルクスは社会主義崩壊に責任があるか」の内容を、批判やコメントを踏まえ、論文として仕上げたものである。講演会を主宰するのみならず、拙論を本誌に推挙して下さった同経済学会委員長矢野久教授に感謝申し上げるとともに、大島通義名誉教授をはじめとしてコメント頂いた方々に、また後日、書簡による詳細な講評を下された松村高夫名誉教授に厚く御礼申し上げます。なお、本稿におけるマルクス「ヘーゲル『法哲学』批判」についての理論的分析は、既刊の拙稿「国家・法・人格——マルクス「ヘーゲル『法哲学』批判」の問題性について——」、川越、植村、野村編『思想史と社会史の弁証法 良知力追悼論集』（御茶の水書房 2007 年）に依拠している。

(1) Bruno Bauer, *Rußland und Germanenthum*, Charlottenburg 1853, S.31 u. 45f.

き進む強力なエネルギーがあると彼はいう⁽²⁾。この予感はいかに、バウアーだけのものではなかった。それまでロシア西欧派に属し、2月革命の経験を通してヨーロッパに失望したアレクサンダー・ゲルツェンもまたロシアに人類の未来を託したひとりであった。彼によれば、ローマ帝国がキリスト教にその基礎を内側から掘り崩され、外側からはゲルマンの侵攻を受けて滅亡したように、いまヨーロッパは、内からは民主主義と社会主義という癌に蝕まれ、外からはロシアという「新たな野蛮人」の脅威に曝されている⁽³⁾。世界史の歩みはヨーロッパを捨て、いまロシアに新天地を拓こうとしている⁽⁴⁾というのである。この発言によってヨーロッパ革命の担い手としての自負心を大いに傷つけられたドイツの民主主義者や社会主義者たちはゲルツェンに対して総攻撃を加える。ドイツの先駆的社会主義者モーゼス・ヘスはいう。ヨーロッパに絶望したゲルツェンはスラヴ世界に新たな歴史の曙を見ようとしているが、彼は「北極の永遠の夜を照らすオーロラを朝陽と勘違いしている」のではない⁽⁵⁾。彼の夢想するロシアの共同体などスラヴ世界の非歴史性の証左にすぎない。「スラヴの侵攻はヨーロッパ世界に反動的社会主義をもたらすだけ」であって、革命は唯一ヨーロッパの地平でのみ可能なのだ⁽⁶⁾。ヘーゲル左派の泰斗アルノルド・ルーゲもまたゲルツェンを非難する。ゲルツェンはかつてのゲルマン人が果たした役割を「現代の蛮族」スラヴ人に期待しているが、彼らには「ゲルマン人が持っていたような自由も誇りも、意識も力もない。その代りに彼らに与えられたものといえば、奴隷制や体罰制であり、屈従や無意識である」。これらに訴えて、スラヴというこの「反革命の軍隊」がヨーロッパを打ち砕くことができるだろうか。このことは、「民主主義実現の運動を見れば明らかではないか。民主主義の本能を持ち続け、その諸原理をはっきりと意識している者以外に、いったい誰がそれを実現できるというのだ」。ヨーロッパが解放されてはじめてスラヴ世界は解放されるのだとルーゲはいうのである⁽⁷⁾。こうした不遜ともいえるヨーロッパ革命への確信をマルクスやエンゲルスも共有していた。1850年代の半ば、『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』にマルクスとともに執筆していたエンゲルスは、ゲルツェンの「汎スラヴ主義」に批判を加える。エンゲルスによれば、ゲルツェンが現代ヨーロッパの終焉と類比するローマ帝国の滅亡は、たんにその「生産の諸条件」が消耗し枯渇したことが原因であるにすぎない。他方ヨーロッパ「近代の生産の諸条件は、勝ち取るべき独自の発展を内に秘めている」。むしろいま「われわれが直面している […] 大転換こそ、ヨーロッパの生命の強靱さと若さの証明である⁽⁸⁾」。だが、ロシアにあるのは「死せる強

(2) Vgl. *ebenda*, S.24f.

(3) Alexander Herzen, *Vom anderen Ufer*. Mit Einleitung von I. Berlin hrsg. von A. Matthes, München 1962, S.101f.

(4) Vgl. *ebenda*, S.114.

(5) Moses Heß an Alexander Herzen, [ohne Ort, etwa März 1850,] in: Moses Heß, *Briefwechsel*, hrsg. von E. Silberner unter Mitwirkung von W. Blumenberg, 's-Gravenhage 1959, S.254.

(6) Heß an Herzen, [ohne Ort, etwa Februar 1850,] *a.a.O.*, S.245.

(7) Arnold Ruge an Herzen, [1854,] Arnold Ruge, *Briefwechsel und Tagebuchblätter aus den Jahren 1825–1880*, hrsg. von P. Nerrlich, Bd.2, Berlin 1886, S.148f.

韌性だけである。それは自覚を欠いた勝ち目のない農民蜂起によって時折攪乱されることはあっても、つねに停滞し統合力を欠いている」。これに対し「ヨーロッパでは、すべてが共通の物質的基礎とそれにふさわしい共通の意識によって統合されている」。だからヨーロッパこそが歴史的発展の先頭に立ち、そこでこそ社会主義革命は可能なのだとエンゲルスはいうのである。彼のこうした見解は晩年に至るまで揺らぐことはなかった。やはりロシアの農民共同体に社会主義の可能性を求めるチェルニシェフスキやトカチェフに対してエンゲルスはそれをきっぱりと否定する。「資本主義の時代をそっくり飛び越して、ロシアの農民共同体からいきなり生産手段の近代社会主義的共有に移行する」などというのは幻想にすぎない。ロシアのような「後進国」は、「資本主義経済がその祖国で、またその繁栄の地で克服されてはじめて」、それを「お手本として」社会主義への「最短の発展過程を歩み始めることができるのだ」と。だが、このような資本主義的生産様式の発達を前提としてはじめて起こるはずの社会主義革命は、その後のヨーロッパには起こらなかった。この革命は皮肉にも「後進国」ロシアで、しかもマルクス主義の名において実現されたのである。

ボルシェヴィキ革命の実態については、近年ようやく原史料を踏まえた本格的研究が始まりつつある。社会主義崩壊以降、旧マルクス・レーニン主義研究所党中央文書館や KGB 中央文書館の奥深くに極秘文書として封印されていた大量の史料が公開され、それらに基づく研究によって、これまでロマンとプロパガンダで塗り固められてきた革命像が着実に書き換えられつつある。たとえばロシア革命の象徴として華々しく描かれてきた 10 月「革命」が、実際にはペテログラードの日常生活が通常通り営まれる中、住民の多くも気づかぬままに行われた小規模な「軍事クーデター」にすぎないことが明らかにされ⁽¹¹⁾、またレーニンのいう富農「クラーク」との闘いが、現実には強引な食糧徴発に抗して反乱を起こした大多数の農民に対する大規模かつ残忍な弾圧であったことが具体的に解明されている⁽¹²⁾。あるいは上記の秘密文書を縦横に駆使したヴォルコゴノフの浩瀚なレーニン伝によって、偶像の影に隠されたレーニンの真の姿が暴露されている。彼によれば、レーニンをはじめとするボルシェヴィキの指導者たちの多くは、「生活のために働いた経験もなく」ボルシェ

(8) Friedrich Engels, Deutschland & das Slaventhum, in: Marx, Engels, *Gesamtausgabe*, hrsg. von der internationalen Marx-Engels-Stiftung Amsterdam [以下 *MEGA*² と略称], I. Abt., Bd.14, Berlin 2001, S.284. — ドイツ語原文で初めて公刊されたエンゲルスのこの断片的論考に付された校注には草稿写真が添えられているが (*Ebenda*, *Apparat*, S.1211f.), 明らかにエンゲルスの別の草稿「汎スラヴ主義」のものである。しかも本論考の草稿写真は「汎スラヴ主義」についての校注に同草稿のものとして掲載されている (Vgl. *ebenda*, S.1531f.). 歴史的批判的全集の名にもとる初歩的なミスである。

(9) *Ebenda*, S.285.

(10) Engels, Nachwort (1894) zu „Soziales aus Rußland“ *MEGA*², I. Abt., Bd.32, Berlin 2010, S.252ff.

(11) Orlando Figes, *A People's Tragedy. The Russian Revolution: 1891-1924*, New York, Toronto, London 1998, pp. 484-500.

(12) *Ibid.*, pp. 751-769.

ヴィキの資金に寄生して暮らす「労働者階級とは無縁の」存在であったという⁽¹³⁾。しかも、この資金たるや、ほとんどが銀行強盗、現金輸送車の強奪、詐欺まがいの手法で略奪されたものだったというのである⁽¹⁴⁾。そのような犯罪的手法は、1906年のロシア社会民主労働党の第4回党大会においてメンシェヴィキの猛烈な反対にあって否決されたものの、レーニンの指示で続行され、その資金の管理はもっぱらレーニンが独占していた⁽¹⁵⁾。そしてこのボルシェヴィキ強盗団の頭目が、スターリンであった⁽¹⁶⁾。またテロルによる恐怖支配は、ボルシェヴィキが権力を強化し、農民や労働者を軍に組織する過程で恒常的に用いた手法であり⁽¹⁷⁾、大量虐殺や強制収容所は、ボルシェヴィキの空想的かつ無謀な経済政策が破綻する中、農民や労働者の大規模な反乱に戦慄したレーニンがあくまで独裁支配を貫徹するために導入したものであった⁽¹⁸⁾。

しかし、レーニンは冷徹なマキャヴェリストでもリアリストでもなかった。彼は革命の観念に憑かれたデマゴグであった。彼の掲げるマルクス主義は、そのような革命の観念を実現するための粗野な図式であった。しかも彼は権力を奪取し維持するためならば、彼自身が「完結した体系」にして「人類最大の遺産」と称するマルクス主義の図式を⁽²⁰⁾、都合に応じて恣意的に解釈し、経験的裏打ちもないままそれを実行に移しさえした。すでに示唆したように、ロシアの現実にマルクス主義革命論を適用する際の問題はその後進性であった。とりわけ人口の80%以上を占める農民をどう位置づけるかが最大の問題であった。社会主義革命に固執するレーニンはこの農民を富農と貧農とに、しかも極めて恣意的な基準で区分し、そこに資本主義的階級支配を見ることによってロシアにおける社会主義革命を正当化した⁽²¹⁾。彼は10月クーデター前夜に記された『国家と革命』の中で、革命に関するマルクスの発言のうち唯一クーゲルマン宛書簡に見られる「民衆革命 [Volksrevolution]」という言葉に飛び付き、この概念にこそ「官僚的・軍事的機構の一方から他方へのたんなる移行ではなく、それを粉碎する」プロレタリア革命の精髓が表現されているという⁽²²⁾。そして大工業の発達と産

(13) Dmitri Volkogonov, *Lenin. A New Biography*, trans. and ed. by H. Shukman, New York, London, Toronto 1994, p. 63.

(14) *Ibid.*, pp. 54–60.

(15) *Ibid.*, p. 55.

(16) *Ibid.*, pp. 60–62.

(17) *Ibid.*, p. 55.

(18) *Ibid.*, pp. 180–182.

(19) Figes, *A People's Tragedy*, pp. 723, and 767–769. — Volkogonov, *Lenin. A New Biography*, p. 343.

(20) Wladimir Iljitsch Lenin, *Drei Quellen und drei Bestandteile des Marxismus*, in: ders., *Ausgewählte Schriften*, hrsg. und eingel. von H. Weber, München 1963, S.1293f.

(21) Folke Dovring, *Leninism. Political Economy as Pseudoscience*, Westport, Connecticut, London 1996, pp. 80, and 135.

(22) Lenin, *Staat und Revolution. Staatstheorie des Marxismus und die Aufgabe des Proletariats in der Revolution*, *Ausgewählte Schriften*, S.709. — Vgl. auch Marx an Ludwig Kugelmann, London, 12. April 1871, Marx, Engels, *Werke*, Bd. 33, Berlin 1966, S.205.

業プロレタリアートの形成を前提としたマルクス主義革命論と、彼のロシア革命の路線とをすり替えながらこう述べる。「1871年のヨーロッパ大陸のいかなる国においてもプロレタリアートは民衆の多数を占めることはなかった。実際、民衆の多数を運動に取り込む『民衆』革命は、プロレタリアートと農民を包摂した時にのみ、そのような革命であり得た。当時、この二つの階級こそが『民衆』を形成し、両者は『官僚的・軍事的国家機構』によって虐げられ、弾圧され、搾取されるという点で共通していたのである⁽²³⁾」。レーニンにとって農民を抜きにロシアの革命は不可能であった。しかし他方で彼は、マルクスと同じく「この小ブルジョワ階級の特性を微塵も」忘れることはなかった⁽²⁴⁾。それはつねに「プロレタリアートの潜在的な敵対者」であった。だが、ロシアにおけるそれまでの革命の経過に照らして社会主義への展望を示すはずの『国家と革命』をレーニンは、具体的革命戦略も国家廃棄への道筋も描かぬまま、途中で放り出す⁽²⁵⁾。彼は、ロシア社会の最大勢力である農民に対してディレンマを抱えたまま「革命」に突入するのであった。そのうえ彼は、自身が農場を所有しながらも、農業について初歩的な知識すら持たなかった。彼は小農経営が農民の小ブルジョア性につながるという図式的な理由からそれを否定すると同時に、つねに大農経営こそが高い生産性を持つと思いついていた。彼はそのような立場から、小規模経営や中規模経営の優位性を説くエドゥアルト・ダーヴィトやカール・クラヴキのような当時の農学者を相手取って批判を書いた。しかし、農業経済学者フォルク・ドーフリングによれば、レーニンの主張には経験的な根拠も一貫性もなく、大規模国営農場という「彼の政治目的に適った原理にドグマチックに執着している」だけだ⁽²⁶⁾。さらに1919年3月にレーニンが農民を前に行った、小規模耕地を約100ヘクタールの農地に集約すれば馬3頭と犁3挺で足りるという演説はまったくの出鱈目にすぎず、実際には、1913年から16年のロシアで約100ヘクタールの耕地を耕すのに馬32頭が、そして一部機械化が導入された1940年代のはじめでさえ14頭が必要であった⁽²⁷⁾というのである。こうした無知や虚構をもとに実践された図式的な政策がいかなる結果をもたらすかは火を見るより明らかである。

実際、ボルシェヴィキの観念的な政策の最大の犠牲者は農民であった⁽²⁸⁾。戦争で疲弊したところにクーデターを起こし、もっぱら権力を維持するためにドイツとの間に極めて不利な講和を結び、一時的とはいえ工業地帯と穀倉地帯を失ったうえ、全土を内戦の渦の中に投げ込んだボルシェヴィキ「革命」はロシアを飢餓の淵に追いやった。もちろん飢饉の兆候は革命以前から見られてはいたが、1918年から21年の飢餓の蔓延は疑いもなくボルシェヴィキの無謀な食糧徴発によって引き起こされたものであった⁽²⁹⁾。ボルシェヴィキは徴収率を実質余剰収穫高の30%と定めていたが、穀倉地帯

(23) Lenin, *Staat und Revolution*, a. a. O., S.710f. (傍点筆者)

(24) *Ebenda*, S.711.

(25) *Ebenda*, S.793.

(26) Dörring, *Leninism. Political Economy as Pseudoscience*, pp. 39–40.

(27) *Ibid.*, pp. 51–52.

(28) Volkogonov, *Lenin. A New Biography*, p. 343.

に対しては、農民が収穫した穀物を隠せないよう意図的に高く設定し、1920年のボルガ周辺の農村では42%にまで引き上げて収奪したため、作付け用の穀物まで不足する有様だったという。そのうえ徴発は過酷さを極め、密告制度も導入して富農も貧農も関係なくおこなわれ、抵抗する農民はその場で射殺された。こうした徴発によって獲得された食糧は飢餓に見舞われた北部地域に送られ、あるいは外国に売られたのである。⁽³⁰⁾このような無謀で過酷な徴発に対して各地で農民の反乱が発生し、1920年にはロシア全土に広がった。⁽³¹⁾中でも左派エスエルのアレクサンダー・アントノフに率いられた中央ロシア、タムボフにおける「アントノフの乱」は地域一帯の農民だけでなく11万の逃亡兵も加わり、最大規模の反乱となった。これに対してはボルシェヴィキも通常のテロルでは対抗できなかった。レーニンはパニック状態となり、事実上皆殺しに等しい命令を下している。⁽³²⁾結局、ボルシェヴィキは軍の精鋭部隊とコムソモール総勢10万人以上を動員し、数百の重火器や列車砲、飛行機や毒ガスを投入してようやく鎮圧した。反乱に加わった者のうち1.5万人が殺され、10万人が投獄された。⁽³⁴⁾このような過酷な徴発と弾圧に加え、1921年22年には干ばつと冷害によって飢餓はさらに拡大し、餓死者は総計約500万人に達し、食糧もなく草木や鼠や犬猫など食べ得る物すべてを失った地域ではカニバリズムが横行したという。⁽³⁵⁾10月クーデター以来、ロシアではこの飢餓に加え、内戦やテロルや疾病によっておよそ1,000万人の人命が失われたのである。⁽³⁶⁾

こうした未曾有の荒廃を引き起こしたボルシェヴィキの空想的で恣意的な政策は、レーニンの図式的なマルクス主義と深く関係している。レーニンは『国家と革命』の中で、マルクスやエンゲルスの著作を引用しながら「国家とは階級支配の機関であり、ひとつの階級が他の階級を抑圧する機構であって、この抑圧を法にまで高め固定して創りあげた『秩序』である」といい、また「国家とはブルジョワという一握りの富者がプロレタリアートという大多数の勤労者を『抑圧する暴力装置』である」と繰り返し断言している。このような階級制的国家観の中で「普通選挙制度」は「ブルジョワの支配の道具」と看做され、⁽³⁷⁾議会は「『下賤の』人々をたぶらかすという特殊な目的でお喋りする

(29) Figes, *A People's Tragedy*, p. 752.

(30) *Ibid.* — Cf. Volkogonov, *Lenin. A New Biography*, p. 345.

(31) Figes, *A People's Tragedy*, pp. 753–755.

(32) *Ibid.*, pp. 755–758.

(33) Volkogonov, *Lenin. A New Biography*, pp. 343–344.

(34) Figes, *A People's Tragedy*, pp. 754–756, and 768. — 大量虐殺の社会史的研究の総合的な試みとして松村高夫、矢野久編著『大量虐殺の社会史——戦慄の20世紀——』（ミネルヴァ書房2007年）がある。その序章で編者松村は、研究されるべき20世紀の大量虐殺の事例のうちソ連邦に関しては「ウクライナにおける『クラーク』虐殺（1929–32年）」や「スターリンによる『人民の敵』粛清」を挙げているが、秘密文書の公開によって明らかになりつつあるレーニンの犯罪も今後考察の対象とする必要がある。

(35) *Ibid.*, pp. 775–778.

(36) *Ibid.*, p. 773.

(37) Lenin, *Staat und Revolution, a.a.O.*, S.679.

(38) *Ebenda*, S.689.

だけ」の「腐敗した」機関として位置づけられる。⁽⁴⁰⁾プロレタリア革命の使命とは、したがってレーニンによれば、このような支配機構をひとつの権力から他の権力へ移行させることではなく、「それを粉砕すること」である。⁽⁴¹⁾そして革命をユートピアに終わらせないためには、ただちに「すべての被搾取者と勤労者の武装せる前衛すなわちプロレタリアート」の支配を確立しなければならないと⁽⁴²⁾いう。それは一握りのブルジョアの「抑圧的暴力装置」としての「国家」から、「民衆の大多数の、つまり労働者や農民の全体的暴力」によって抑圧者を抑え込む⁽⁴³⁾体制への飛躍である。しかもこの体制は、レーニンによれば、ブルジョワにとっては「独裁的」であっても、大多数の「プロレタリアや無産者にとっては」それが彼ら民衆の権力なのだから、「民主的」であるという。したがってこの体制の「代表機関」には、体制自体がこのように労働者階級の総意を体現しているのだから、特別な機関としての議会も、立法権と行政権の区分も、議員の特権も存在しないという。⁽⁴⁴⁾もちろんレーニンにとって「人間は服従や統制そして『監督や会計係』なしにはやってゆけない」。だから、これまでの「国家官僚の命令」に替えて「武装せる労働者によって維持される厳格な鉄の規律」が導入されなければならないというのである。⁽⁴⁵⁾

すでに明らかなように、「マルクス主義国家論と革命におけるプロレタリアートの任務」という大仰な副題を持つレーニンのこの極めて粗雑で野卑な革命論の中には一切の法的・制度的規定が存在しない。というより法や国家を階級支配の道具と看做す立場にとっては、「粉砕」されるべき法や政治制度を革命後の社会に適用するわけにはゆかない。あとで触れるように、マルクス主義の革命論は基本的には「ブルジョア的」諸制度との断絶を前提としている。したがって、革命後の社会について漠々たる展望は持てても、法制度や政治制度、習俗規範やモラルについて何ら具体的な規定を提示し得ず、階級闘争の結果として登場すると称される見定めようのない「新たな社会」に俟つ以外にないのである。⁽⁴⁶⁾だから権力奪取のあとに現れるのは制度的真空地帯である。そこにはせいぜい空文句としての「プロレタリアの権利宣言」はあっても、人間の行動を規制する実効性ある制度としての法も人権も存在しない。したがって権力の正当性についての制度的保障もなければ責任規定も⁽⁴⁷⁾ない。そのようなマルクス主義の持つ粗暴さをレーニンの革命論は明け透けに表明している。そこでは大衆を動員して「人民の敵」と決めつけさえすれば、どんな恣意や暴力の行使でもまかり通る

(39) *Ebenda*, S.686.

(40) *Ebenda*, S.718.

(41) *Ebenda*, S.709f.

(42) *Ebenda*, S.720.

(43) *Ebenda*, S.714.

(44) *Ebenda*, S.719.

(45) *Ebenda*, S.721.

(46) Vgl. Karl Marx, *Zur Kritik des Gothaer Programms*, *MEGA*², I. Abt., Bd.25, S.13ff.

(47) この点に関してはローベルが鋭い指摘をしている。 — David W. Lovell, *From Marx to Lenin. An Evaluation of Marx's Responsibility for Soviet Authoritarianism*, Cambridge, London, New York 1984, pp. 32–33.

ことになる。「革命の利益は憲法制定議会の形式的権利に優る」という憲法制定議会に関する 1917 年 12 月 12 日（旧暦）のレーニンの発言はすでにこうした恣意性を示している⁽⁴⁸⁾。事実、レーニンは憲法制定議会において多数派獲得の見込みがなくなるや否や、革命ロシアにおけるこの民主主義の最後の可能性を暴力によって「粉碎」したのであった⁽⁴⁹⁾。もちろんレーニンのこのような暴力的手法や恣意的支配の背景には、彼の傲慢な性格や支配欲に加え⁽⁵⁰⁾、トカチェフの一揆主義やチェルニシェフスキの反リベラリズムの影響があるともいわれている⁽⁵¹⁾。しかし、すでに見たように、社会主義革命の大義を「ブルジョア」国家やその政治制度や法制度の「粉碎」に求めるレーニンの革命思想が、いかに粗野なものであるとはいえ、マルクスの社会理論や革命論によって支えられていることは明らかである。これまでのマルクス研究は、こうしたレーニンの思想の粗暴さや革命の過酷な現実とマルクスの思想との間に存在する連関に薄々気づきながらも、あえてソヴィエト・マルクス主義がマルクスの思想とは無縁であると主張することによって、ソヴィエト権威主義独裁体制への、そしてその無力な崩壊への責任がマルクスに及ぶことを避けようとしてきた。しかしながら、おそらく 20 世紀最大の出来事のひとつである社会主義崩壊の意味を根本から捉えようとするれば、それをマルクスの思想の原点に遡って根底から問い直さなければならぬ。そして、社会主義革命の過酷な現実を見据えつつマルクス主義革命論の問題性を明らかにしなければならない。そうしてはじめてマルクスの思想はもはや信奉の対象ではなく、歴史研究の対象として冷静に位置づけられることが可能になるであろう。本稿はそうした試みのひとつである。

1. マルクス社会理論誕生の場としての「ヘーゲル法哲学批判」

マルクスの思想の基本とその生成過程については、彼自身がそれを『経済学批判』の序文で簡潔に描写している。この序文は、教条的マルクス主義が好んで引用する典拠であるが、歴史的批判的研究の立場から見ても、必ずしも自己正当化というわけではなく、おおよそ事実に近いものであるとあってよい。ただし、この序文でマルクスはその思想的歩みについて、彼が法学部の学生であったこと、しかし主に哲学と歴史を学び、法学は「付随的に学んだ」にすぎないと述べるにとどまり、⁽⁵²⁾ 学問との具体的関わりについては沈黙を保っている。彼はボン大学法学部に 1 年間在籍したあと、

(48) Lenin, *Theses on the Constituent Assembly*, in: *Selected Works*, vol. II, part 1, Moscow 1952, p. 359.

(49) Figes, *A People's Tragedy*, pp. 507–520. — Cf. Volkogonov, *Levin. A New Biography*, p. 484. —ヴォルコゴノフによれば、このようなレーニンによる民主主義（複数主義）の封殺が、結局はソヴィエト社会主義を崩壊に導くことになったという。

(50) Volkogonov, *Levin. A New Biography*, passim; Doving, *Leninism*, pp. 119–128.

(51) Cf. Tibor Szamuely, *The Russian Tradition*, ed. and with an Introduction by R. Conquest, London 1988, pp. 388–434; Doving, *Leninism*, pp. 19, and 140.

(52) Marx, *Zur Kritik der politischen Ökonomie*, *MEGA*², II. Abt., Bd.2, Berlin 1980, S.99.

ベルリン大学法学部に移籍している。しかしアルヒーフ史料を踏まえた実証研究が示すように、彼は実際にはほとんど勉強もせず、放蕩の毎日を過ごしていた。彼は、在籍期間満了直前になって慌てて作成したエピクロス自然哲学に関する論文をベルリン大学ではなく、当時、学位取得の極めて安易なイエーナ大学に提出し、まともな審査も経ず、形ばかりの学位を取得した。実際、彼の取得した学位は制度的に下位の学位であり、念願のアカデミーへの道を拓くものではなかった。⁽⁵³⁾マルクスはやむなく『ライン新聞』の寄稿者となり、のちに編集者としての職を得る。そこでマルクスは、この序文にあるように、当時問題となっていた「木材窃盗事件」に係わる裁判や「自由貿易」をめぐる論争に関与し、それらを通してはじめて「経済問題」に触れることになった。そのような関心からヘーゲルの理性国家論に疑問を持った彼は、『ライン新聞』廃刊後まもなくしてヘーゲル『法哲学』と対決することになる。彼は述べている。「私を襲った疑問を解くために行われた最初の仕事は、ヘーゲル法哲学についての批判的検討であった。[...] 私の考察が行き着いた結果は、法的諸関係や国家形態はそれ自体からも、またいわゆる人間精神の一般的発展からも理解することはできず、むしろそれらは、その全体をヘーゲルが18世紀のイギリスやフランスの先駆者に倣って『市民社会』の名称のもとに総括した物質的生活の諸関係に根ざしているということ、そしてこの市民社会の分析は政治経済学に求められなければならないまいということである。⁽⁵⁴⁾この洞察が大きな転機となってマルクスは、1843年10月にパリに移住して以降、時事問題や社会主義運動と関わりながら経済学の研究を続け、彼の理論体系を作りあげることになる。このようにマルクス自身が重要な思想的転機として認めるこのヘーゲル『法哲学』との対決は、しかしながら、これまで十分に研究されることはなかった。従来の初期マルクス研究は、その多くが1844年以降のマルクスをめぐって行われてきた。そこでは「経済学・哲学草稿」や「ドイツ・イデオロギー」が、そして『共産党宣言』が対象となり、主に「疎外論」や「唯物史観」に関心が向けられた。しかし、マルクスのこの『法哲学』との対決には、彼が十数年の時の流れを経てもなおその重要性を認めているだけに、彼の思想の原型ともいふべきものが含まれているはずである。と同時にそこにはまた問題性も隠されているはずである。

マルクスは学生時代から読書ノートを書き留めを身につけている。それは読書をし、その全体の趣旨を把握したうえで記されるような読書ノートとは異なる。彼は本を読みながら、とにかく重要と思われる箇所を、時にはコメントを加えながら抜き書きし、抜き書きしてはさらに読書を進める。それによって彼は理解に到達できると考えているようである。だから彼のノートには熟考し反省した結果が記されるのではなく、対象となる文献からの膨大は抜き書きと、抜き書きの途中で加えられるコメントが記されている。そこには彼の対象との格闘が、そして彼の思考のプロセスがそのまま

(53) 拙論「マルクスと学位論文」、神田編『社会哲学のアクチュアリティ』未知谷2009年、84頁以下参照。

(54) 前掲、113頁以下参照。

(55) Marx, Zur Kritik der politischen Ökonomie, *a.a.O.*, S.100.

ま記録されている。その意味で「ヘーゲル法哲学批判」と名づけられた彼のヘーゲル『法哲学』との対決の詳細な記録は、彼の対象理解の記録であると同時に誤解や曲解の記録でもある。それはマルクス自身も認める決定的な思想的転機を跡づけることのできる重要な史料なのである。

2. マルクスの理論的視座としてのフォイエエルバッハ人間学

ヘーゲルの『法哲学』（『法哲学要綱』）は、以下で論ずるように、自由な権利主体であるはずの近代的個人が、市場メカニズムの中でたんなる欲求主体となり、他方で市場メカニズムのほうは、景気の変動や経済恐慌のように、個人の意図を超え、制御不可能な巨大な客体として現れる近代社会の矛盾を明らかにしている。そしてこの矛盾を乗り越え、近代的個人を支える法権利が名実ともに機能し、市場経済を前提としながらも調和のとれた社会を形成するには、いかなる法体系や統治システムが必要かという、まさに近代最大の問題を扱っている。その問題を彼は、法権利の主体としての個人から始め、契約、違法行為、モラル、家族、市民社会を経て、それらを統合的に包括する国家システムを展望することで解決しようとしている。それは端的には、近代社会の特徴たる市場経済の横暴を法的規制によって抑え込み、個人を制度的に統合し保護する福祉国家のモデルであるといえるだろう。

このヘーゲル『法哲学』に対する批判的論評として書かれたマルクスの「ヘーゲル法哲学批判」は『法哲学』第5部第3節「国内法」のうち261節から313節を対象としている。しかしながらマルクスはヘーゲル『法哲学』全体を通してその体系を検討し、そのうえで「国内法」に批判的を絞ったのでは断じてない。以下で論証するように、明らかに彼は「国内法」という関心の対象だけを予備知識もなく読み、論評を加えていった。たしかにマルクスの叙述には「抽象法」や「市民社会」の一部への言及はある。しかし、それらでさえほとんどの場合ヘーゲルの参照指示にしたがって当該箇所だけを読んでいるにすぎない。実際マルクスは、もしヘーゲル『法哲学』を体系的に読み進み理解したならば、けっして犯し得ない間違いを数多く犯している。そのうえさらに驚くべきことに、彼は303節の批判で理論的破綻をきたした際にヘーゲルの指示にしたがって「市民社会」の一部を参照するまでは、「市民社会」の概念すら身に付けていない有様である。もちろん言葉としては「市民社会」は303節以前の彼の批判の中にも登場する⁽⁵⁶⁾。しかしそれらはヘーゲルの叙述に引きずられるかたちで、しかも彼が最初の理論的破綻をきたす280節以前では、つねに「家族」と対になって⁽⁵⁷⁾、

(56) 「市民社会」という言葉はすでに貧困層の社会的政治的位置づけに言及したマルクスの『ライン新聞』の記事の中に登場している。たしかにそこには貧困層の位置づけをめぐる国家と市民社会の差異についての認識はあるが、彼が市民社会を具体的にどう捉えているかは不明である。[Marx,] Verhandlungen des 6. rheinischen Landtags, Dritter Artikel: Debatten über das Holzdiebstahls-Gesetz, Rheinische Zeitung für Politik, Handel und Gewerbe, Nr.300, 27. Okt. 1842, *MEGA*² I. Abt., Bd.1, Berlin 1975, S.208f.

あるいは289節から303節にかけては主に「国家と市民社会の対立」という常套句の中に現れるにすぎない。⁽⁵⁸⁾だから彼は、後述するように、具体的論証となると「市民社会」概念を駆使できず、「非政治的国家」、「物質的国家」などという彼の勝手な造語に頼らざるを得なかったのである。⁽⁵⁹⁾そのような論評であるために、彼は各節を読み進むたびにしばしば批判の論点の変更を迫られ、また決定的な理論的破綻をきたすことになる。

ヘーゲルの「国内法」を批判するにあたってマルクスが依拠した著作は、フォイエルバッハの「哲学改革のための暫定的テーゼ」である。それはヘーゲル主義と徹底的に「断絶」したフォイエルバッハがヘーゲルの「媒介」概念を拒絶し、「直接性」と「感性」に基づく「人間主義」の哲学を展開した最初の著作である。⁽⁶⁰⁾その中でフォイエルバッハはヘーゲル『法哲学』の190節を引いてヘーゲルを批判している。それによればヘーゲルは「欲求や感覚や信念を持つ人間」を、つまり「ひと [Person] としての人間」をその本質規定に従って分解し、「抽象法」の場合には「人格」として、「道徳」の場合には「主体」として、「家族」においてはその「一員」として、そして「市民社会」においては「市民 (ブルジョワ)」として登場させているが、いずれの場合にも重要なのは「人間」そのものなのだ⁽⁶¹⁾という。しかし、直観に訴えてこの「人間」なるものを「直接」に掴もうとするこのような願望⁽⁶²⁾は、まさに「沸き立つ感激を」頼りにいきなり真理に到達しようとする態度としてヘーゲルが厳しく批判したロマンティークへの回帰にすぎない。⁽⁶³⁾いや、その対象がもはや彼岸の真理ではなく、生身の人間であるという意味では、その世俗版に他ならない。⁽⁶⁴⁾しかし、問題はそれ以上に深刻である。ここでフォイエルバッハは「ひととしての人間」なるものを「主語」として無媒介に定立することによって、「人格」、「主体」、「市民」という対象把握のための概念を安易にも「人間から切り離された本質規定」⁽⁶⁵⁾として「述語」の地位に貶め、その結果、社会認識のみならず、法体系そのものの成立根拠さえ破壊しているのである。「人格」を主体とせず一体どのように権利が保障され、またどの

(57) Vgl. Marx, Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie, *MEGA*², I. Abt., Bd.2, Berlin 1982 [以下 *MEGA*² I-2 と略称], S.5ff. u. 43.

(58) Vgl. *ebenda*, S.49, 52, 54, 56, 71, 78f.

(59) Vgl. *ebenda*, S.32ff.

(60) Vgl. Kanda, Unmittelbarkeit und Geschichtlichkeit. Feuerbachs radikaler Bruch mit der Spekulation, in: *Ludwig Feuerbach und die Geschichte der Philosophie*, hrsg. von W. Jaeschke und F. Tomasoni, Berlin 1998, S.309ff.

(61) Ludwig Feuerbach, Vorläufige Thesen zur Reformation der Philosophie, in: ders., *Gesammelte Werke*, hrsg. von W. Schuffenhauer, Bd.9, Berlin, S.261f.

(62) Vgl. *ebenda*, S.247.

(63) Hegel, Phänomenologie des Geistes, ders., *Werke in zwanzig Bänden*, redig. von E. Moldenhauer und K. M. Michel [以下 *Werke* と略称], Bd.3, Frankfurt a. M. 1970, S.16.

(64) Vgl. Andreas Arndt, 'Unmittelbarkeit'. Zur Karriere eines Begriffs in Feuerbachs und Marx's Bruch mit der Spekulation, in: *Ludwig Feuerbach und die Philosophie der Zukunft*, hrsg. von H.-J. Braun u. a., Berlin 1990, S.503ff.

(65) Feuerbach, Vorläufige Thesen zur Reformation der Philosophie, *a.a.O.*, S.261.

ように責任が問えるのか。こうした理論的暴挙をマルクスが踏襲したとすれば、しかもこの論理がさらに具体的にヘーゲル『法哲学』の個々の条項に向けられたとすれば、結果は当然致命的である。

3. 「ヘーゲル法哲学批判」におけるマルクスのヘーゲル把握

しかし実際マルクスはそのようなフォイエルバッハの論理を武器にヘーゲル『法哲学』に立ち向かう。そのうえ彼は「国内法」という部分だけを予備知識もなくいきなり批判の対象に据えたのだから、その批判は混乱と苦渋に満ちたものとなる。事実、マルクスの「ヘーゲル法哲学批判」を読むと、彼のヘーゲル理解の稚拙さが目に付く。しかも初歩的なヘーゲル用語すら理解していないことが分かる。たとえば「理念」とは、空虚な構想物ではなく、「概念とその現実態」であると『法哲学』の冒頭に記されているにもかかわらず⁽⁶⁶⁾、マルクスはこれを、抽象的「理念」ないしは「論理的理念」と取り違え⁽⁶⁷⁾、それに基づいてヘーゲルを批判する。たとえば269節において国家はひとつの有機的全体として、つまりそこで国家の「概念」が具現化し活動している全体として、すなわち「理念」として捉えられねばならず、そのような国家が公的なものを実現してゆくためには、たんに「概念」としての法律や条令だけでなく、国家の諸権力や行政機構などの「現実態」が有機的に連動しなければならないと述べられている⁽⁶⁸⁾。これに対してマルクスは、この「理念」を観念的構想物だと思い込んでいるために、「この理念がその分節化された姿に、つまり客観的な生きた現実に発展してゆく」というヘーゲルの言明を捉え、あたかも観念としての「理念」が現実の制度に次々と化けてゆくものと誤解し、これこそ「主語と述語の転倒」に他ならないという⁽⁶⁹⁾。彼は明らかにそのような誤解に基づいて断言する。「したがって問題となっているのは政治理念ではなく、政治という場に姿を現す抽象的理念なのだ」と⁽⁷⁰⁾。このような初歩的な誤解があるかぎり『法哲学』は理解不可能である。

こうした誤解にさらに輪をかけて批判を混乱させているのが、法概念に関するマルクスの意外なほどの知識の欠如である。このような基礎知識の欠如は、彼がベルリン大学法学部に在籍しながらも、法学についてまともに勉強もせず、ヘーゲル左派や三文文士の集う酒場に入り浸り、放蕩の毎日を過ごしていた事実を想起すれば、驚くには当たらない。ヘーゲルは『法哲学』275節から279節で君主権を国家主権との連関において定義し、それが「憲法の普遍性」と「特殊なものを普遍的なものに結びつける審議」と、そして「国家の自決権としての最終決定」という三つの契機からな

(66) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, ders., *Werke*, Bd.7, Frankfurt a. M. 1970, §1 u. 1A. —以下、ヘーゲル『法哲学』からの引用箇所については§(節番号), A(注解), Z(追加)によって示す。また参照を容易にするためズーアカムプ版の頁数を併記する場合もある。

(67) Marx, Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie, *MEGA*² I-2, S.12f.

(68) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, *a. a. O.*, §269.

(69) Marx, Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie, *a. a. O.*, S.12.

(70) *Ebenda*.

る総体を内に含み、⁽⁷¹⁾ それらを踏まえた意思決定の最終的な主体が「君主」であると述べている。⁽⁷²⁾ たしかにヘーゲルはこれに続く 280 節で、この君主が、国家意思という普遍的なもの「直接的個体」との統一体である以上、それにふさわしい家系に属する者でなければならないという世襲制に執着した屁理屈を並べてはいる。⁽⁷³⁾ しかしこの国家意思を体現する「人格」を抽象法にはじまる「人格性」の契機のもっとも発展した形態として捉える点で、彼は一貫して「人格」を基礎に据えた法思想を、すなわち国家法人説を展開している。⁽⁷⁴⁾ この「人格」は国家の意思決定の最終プロセスに「諾と述べて」決着をつけることによって、⁽⁷⁵⁾ 国家意思を表明すると同時に全責任を引き受けることになる。そのような国家意思決定の形式をヘーゲルは描いている。それは国家意思の形式的「主体」が君主であろうと大統領であろうと、あるいは議長であろうと書記長であろうと、同じ決断と帰責の形式なのである。ところがマルクスには「人格」の持つこうした法的意味が分からない。彼は明らかにフォイエルバッハが引いた 190 節の規定をもとに「人格」はあくまで「抽象法の主体」だと思い込んでいるために、⁽⁷⁶⁾ 「人格」による意思決定のより普遍的な段階へのこの発展過程が理解できない。彼は、ヘーゲルが国家意思という高度な意思決定の最終責任主体として位置づけるこの「人格」⁽⁷⁷⁾ に対して、それを前述のフォイエルバッハの批判に倣って「ひと」か「人間」程度と解しているために、ヘーゲルが君主というこの生身の「『個別態』を神秘的な『存在』」に祭り上げていると非難する。⁽⁷⁸⁾ 国家意思決定の最終的主体としての「人格」をこう曲解してマルクスはいう。「君主は『人格化した主権』つまり『人間化した主権』であり、身体を持った国家意識である。それによって他のすべての人間はこの主権から、人格性から、そして国家意識から排除されている」⁽⁷⁹⁾ と。

このようなヘーゲル思想の基本概念や法カテゴリーについての無知に加え、マルクスにはヘーゲル「国家論」の全体像把握に係わる致命的な制約があった。それは他でもなくフォイエルバッハの「主語と述語の転倒」という批判を支える宗教批判の構図である。フォイエルバッハは「暫定的テーゼ」の中で、ちょうど神学がこの世では実現し得ない人間の願望を人間自身から切り離し、神としてあの世に措定しておきながら、人間の願望にすぎないこの神を宗教によってふたたび人間と結び付けるように、「ヘーゲルもまた単一で自己同一性を保つ自然と人間を幾重にも分けばらばらにし、このように強引に分割したものをまたもや強引に媒介する」⁽⁸⁰⁾ と批判している。この批判の背後にあ

(71) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, *a. a. O.*, §275.

(72) *Ebenda*, §279.

(73) *Ebenda*, §280.

(74) *Ebenda*, §279A.(S.445.)

(75) *Ebenda*, §280Z.

(76) Marx, Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie, *a. a. O.*, S.27.

(77) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, *a. a. O.*, §279A.(S.445.)

(78) Marx, Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie, *a. a. O.*, S.28. — マルクスはこれとまったく同じ批判を君主権の総括的批判において繰り返している。Vgl. *ebenda*, S.40.

(79) *Ebenda*, S.27.

(80) Feuerbach, Vorläufige Thesen zur Reformation der Philosophie, *a. a. O.*, S.246.

る現世と来世、此岸と彼岸への人間の分割という構図をマルクスはヘーゲル国家論に適用する。マルクスによれば中世においては唯一宗教だけが普遍性を体現するものとして現世に対峙していたから、現世の私的世界と政治的世界とは分離していなかったという。ところが近代になるとこの「私的領域が独立した存在を獲得することによってはじめて、政治制度それ自体が形成された」という。つまりあの世とこの世、宗教と世俗というかたちで中世世界を支配していた疎外と対立の関係が、現世そのものの分極化によって現世の中に姿を変えて転移したというのである。だからマルクスによれば、中世が宗教と世俗という「現実的 [目に見える] 二元論」の世界だとすれば、近代とはまさにこのような「政治的国家」と「非政治的国家」の、つまりは「政治的国家」と「物質的国家」との「抽象的 [隠された] 二元論」の支配する世界だということになる。⁽⁸¹⁾ こうして「市民社会」概念をいままって獲得していないマルクスは、むしろフォイエルバッハの宗教批判をヘーゲル国家論に転用することによって捏造した近代の「二元論」を新たな武器に、287節に始まる「行政権」の批判に向かうのである。

だが、近代の「二元論」という新たな批判の構図に基づいてヘーゲルに挑んだマルクスは、ヘーゲルが国家の行政官吏と諸官庁の媒介機能を位置づけた289節の註釈との対決の中で理論的破綻に陥る。ヘーゲルは同註釈において「市民社会」の章に立ち返り、市民社会とは「万人の万人に対する私的利害の闘争の場」であると同時に、私的利害と共通利害との、さらには共通利害と国家の高次な視点との軋轢の場でもあるという。しかし、彼がすでに「市民社会に根を張った国家の習俗規範的な基礎」⁽⁸²⁾として位置づけた「職業団体（同業者組合）」は、個々人の利益をひとつの共通利益として国家に提示し、「国家においてこそ、その特殊な目的維持のための手段を得る」のだから、それ自体は特殊な共通利害を体現しながらも「同時に国家の精神に転化する」ことができるという。⁽⁸³⁾ 他方「官僚」の側はこのように集約された特殊な利益の調整を通してそれらの実現と同時に諸個人の統一を図るという「近代国家の原理」の実現をめざし、そのようにして「国家の内的堅固さ」を形成することが職務であるとヘーゲルはいうのである。⁽⁸⁴⁾ しかしながら「政治的国家」と「物質的国家」との関係をあくまで疎外と対立の関係として捉えるマルクスには、市民社会のダイナミズムを国家意思へと高めてゆくこのような「職業団体」や「官僚制」などの媒介のメカニズムがまったく理解できない。彼は思わず「変だ」とつぶやきながら混乱した議論を続け、結局、ヘーゲルは「普遍的なものをそれ自体として独立」させておいて、それをそのまま私的利害という「経験的存在と混ぜこぜにし」、この混ぜこぜを「無批判にもいきなり理念の表現と看做す」などという外在的な批判を繰り返すにすぎない。⁽⁸⁵⁾ しかもマルクスがこれ以降の「行政権」に関わる各節を論評もなす

(81) Marx, Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie, *a.a.O.*, S.32ff. (括弧内は筆者) — なお、近代の「二元論」を導出したこの理論展開の過程に「市民社会」概念は一切登場しない。

(82) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, *a.a.O.*, §255.

(83) *Ebenda*, §289A.(S.458.)

(84) *Ebenda*, §294A. — Vgl. auch *ebenda*, §260.(S.407.)

写している事実は、⁽⁸⁶⁾ ちょうど彼が、後述するように、303 節で理論破綻をきたしたのち、やはり各節を論評抜きに書き写し、右往左往した批判を繰り返していることを考え合わせれば、彼が理論破綻の結果、理解不能に陥っていることを示唆している。しかしマルクスはこの理論破綻のきっかけとなった「職業団体」や「官僚制」を位置づけるべく、これまでの「政治的国家」と「物質的国家」という我流の「二元論」をヘーゲルの用語法に倣って「国家」と「市民社会」の「二元論」に修正し、理論的再構築を図る。だが、マルクスは改めて「市民社会」の章を読むわけでも、また経験的事実を対置するわけでもなく、もっぱらフォイエルバッハの宗教批判用語に基づいた論理に頼ってこの破綻から脱しようと試みる。マルクスは「ヘーゲルが『国家』と『市民社会』の分離から、すなわち『特殊な利害関心』と『即かつ対自的に存在する普遍』との分離から出発している」が、「官僚制が基礎としているのはこの分離」であるという。もちろん「官僚制」は「職業団体」を前提とし、それを律する「形式」として機能するのだから、その「内容」はつねに外部から、すなわち「職業団体」から与えられる。だから「職業団体は官僚制の唯物論であり、官僚制は職業団体の精神論である」。しかし他面では「職業団体は市民社会の官僚制であり、官僚制は国家の職業団体である」。したがって実際には「官僚制は『国家の市民社会』として、職業団体という『市民社会の国家』に対峙することになる」というのである。⁽⁸⁷⁾ このような屁理屈としかいいようのない論理によってマルクスは所期の「国家と市民社会の対立」を導き出す。「かくして国家と市民社会の対立は固定された。[...] この対立は [官僚という] 国家の代弁者によって廃棄されるのではなく、『法的に』『固定された』対立となったのである」と。⁽⁸⁸⁾ こうしてヘーゲルが市民社会のダイナミズムを国家意思へと高める媒体として描いた「職業団体」や「官僚機構」をマルクスは「解消されない二元論のたんなる妥協」としてあるいは「空想上の同一性」として、⁽⁸⁹⁾ つまりは「対立を固定」するものとして否定し、改めて「国家と市民社会の対立」を確認するのである。

4. 近代市民社会の矛盾と国家的統合 ——福祉国家モデルとしてのヘーゲル『法哲学』——

すでに見たように、マルクスは彼のいう近代の「二元論」を、現実の経験的分析からではなく、むしろフォイエルバッハの宗教批判の論理から捏造した。しかも彼はこの「国家と市民社会の対立」として把握された「二元論」をヘーゲルもまた前提にしていると決めてかかっている。しかしながら、そのような「二元論」をヘーゲルは前提にしたこともなければ、主張したこともない。マルクス

(85) Marx, Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie, a.a.O., S.45f.

(86) Vgl. ebenda, S.46ff.

(87) Ebenda, S.49.

(88) Ebenda, S.53. (括弧内は筆者)

(89) Ebenda, S.52f.

の「ヘーゲル法哲学批判」を扱ったこれまでの研究の誤謬はマルクスのいうこの「二元論」を鵜呑みにし、ヘーゲルもそれを前提としていると決め込んで議論している点にある。そのような前提から出発すれば、どのような立場に立とうとも、結果はマルクスの批判の追認以外ではあり得ない。⁽⁹⁰⁾

ヘーゲルが論じた近代の「分裂」とは主体と実体との、あるいは特殊な欲求を持つ権利主体と客観的社会システムとの分裂である。そのような「分裂」をヘーゲルは「主体的自由の権利」ないしは「特殊性の権利」の承認から始めて、⁽⁹¹⁾それらを客観的自由の体系に包摂する制度としての国家を構想することによって克服しようとする。したがって彼が前提とするのは、みずからの欲求充足を目標とし、みずからの信ずるところに従って行動する個人、つまりは「近代的私人」⁽⁹²⁾である。それは共同体の掟から、あるいは宗教的権威や身分的拘束から解放された、人間として自由な主体であり、自己の行動原理を自己の内に持つ自律的かつ道徳的主体すなわち「人格」としての個人である。⁽⁹³⁾しかしヘーゲルは、宗教改革に端を發し近代法の基礎概念となったと彼が看做すこの「人格」を、同時に自己の私的欲求の充足をめざす主体として、つまり経済主体として把握した。彼はそのような私的な欲求主体からなる近代市民社会を、ホッブズに倣って「万人の万人に対する私利の闘争の場」として捉える。⁽⁹⁴⁾そこでは「ひとりひとりの個人にとって自分だけが目的であり、他者はすべて無である」⁽⁹⁵⁾。このような「自然状態」の中で同じ自律的主体としての「人格」であるはずの他者は、自己の特殊な欲求実現のための「手段」となり、利用すべき「物件」となる。だが、ヘーゲルによれば、近代市民社会はそのような欲求や恣意の支配する世界でありながら、同時にそれらを包摂し、私人を社会的存在へと育成し矯正し揚棄する機関として機能しているという。⁽⁹⁶⁾市民社会においては私人といえども自己の意思を「一般的〔通用性のある〕」仕方で定め、自己をこの〔無限に連なる

(90) 「国家と市民社会の対立」という近代の「二元論」をヘーゲルもまた前提としていると見る研究は、マルクス主義的、非マルクス主義的研究を問わず、むしろ多数を占めている。Vgl. Auguste Cornu, *Karl Marx und Friedrich Engels. Leben und Werk*, Bd.1, Berlin 1954, S.430; Jakob Barion, *Hegel und die marxistische Staatslehre*, Bonn 1963, S.125; Shlomo Avineri, *The Social and Political Thought of Karl Marx*, Cambridge, London, New York 1968, p. 21; Hans-Peter Jaeck, *Die französische bürgerliche Revolution von 1789 im Frühwerk von Karl Marx (1843–1846)*, Berlin 1979, S.27; Hermann Klenner, *Der rechtsphilosophische Denk-Einsatz von Karl Marx*, ders., *Deutsche Rechtsphilosophie im 19. Jahrhundert*, Berlin 1991, S.166. — 細見英「〈疎外された労働〉の概念, 第2部」, 『立命館経済学』第9巻第2号 立命館大学経済学会 1960年, 111, 123, 125, 129頁以下。山中隆次『初期マルクスの思想形成』新評論 1972年, 99, 105, 111頁。渡辺憲正『近代批判とマルクス』青木書店 1989年, 31頁以下参照。

(91) Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, a.a.O., §124A.(S.233.)

(92) *Ebenda*, §§124A. u. 187.

(93) Hegel, *Vorlesungen über die Philosophie der Weltgeschichte*, 2. Hälfte, Bd.IV: Die germanische Welt, hrsg. von G. Lasson, 2. Aulf., Hamburg 1968, S.880ff.

(94) Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, a.a.O., §289A.(S.458.)

(95) *Ebenda*, §182Z.(S.339.)

(96) Vgl. *ebenda*, §187, 187A.

目的・手段] 関係の連鎖の一員とする」ことができなければ、その広範な目的を達成することは不可能である。⁽⁹⁷⁾ ちょうどひとが食欲を充たすのに、パン屋の店先からパンを盗むのではなく、買うという一般的社会的行為によってそれを行うように、そしてその行為が他ならぬ自分自身のためであるにもかかわらず、結果としてはパン屋のためにもなり、さらには市場メカニズムを支え、社会規範を再生産するように、私人の「特殊な目的は他者の目的と結び付けられることによって一般性の形式を得、同時に他者の福利をも実現することによって達成されるのである」⁽⁹⁸⁾。「万人の万人に対する私的利益の闘争の場」としての市民社会は、同時に万人を結ぶネットワークでもあった。そのような「欲求の体系」をヘーゲルは西ヨーロッパの近代国民経済学者たちに倣って「全面的依存関係の体系」と名づけたのである。⁽⁹⁹⁾ したがって近代市民社会にはすでにひとつの統一性が、すなわち「特殊性」を自己の内に揚棄した「一般性」が成立しているように見える。しかし、その「一般性」は私人にとっては自己の私的欲求を実現するために不本意ながら従わざるを得ない「形式」であり「手段」であるにすぎない。⁽¹⁰⁰⁾ だとすれば、市民社会の「一般性」は私人にとっては外面的強制でしかない。⁽¹⁰¹⁾ それは、まさに野放しの市場経済のように私人を翻弄するのである。私人は依然として自己の利益のみを追求する私的世界に没頭し、市民社会の体系はますます外在化し、疎遠な「必然性」として私人に対峙している。「特殊性の権利」と「全面的依存関係の体系」という近代市民社会の両原理は盲目的連関を持ちながらも両極分解しているのである。⁽¹⁰²⁾ 市民社会の「一般性」は、だから「仮象の段階」⁽¹⁰³⁾にあるにすぎない。そのような仮象を近代の国家学者たちは国家であると看做してきた。だが「国家が市民社会と取り違えられ、国家の使命が財産や個人の自由を保障し保護するものだとされるならば、個々人自身の利害が個々人を統合する目的となり、したがって国家の成員であることはどうでもよいことになる」⁽¹⁰⁴⁾。国家は公的性格を持ち得ず、私人の欲求や恣意に、そしてそれらの総和としての盲目的必然性に仕える機関となるのである。そのような国家は「主体的自由」実現の場ではあり得ない。そこでは法は外面的強制であり得ても、権利であり正義でもある法^{レヒト}たり得ない。そこではひとは市民ではあり得ても、国家公民たり得ないのだ。ヘーゲルは、近代国民経済学の成果に立脚しながら、しかしそれよりもはるかに歴史的総体的な見地に立って、⁽¹⁰⁵⁾近代市民社会が、それに規定された自由主義的国家が、そして究極的には近代的自由そのものが内包する分裂を明らか

(97) *Ebenda*, §187. (括弧内は筆者)

(98) *Ebenda*, §182Z.(S.340.)

(99) *Ebenda*, §183.

(100) *Ebenda*, §187.

(101) Vgl. *ebenda*, §§184 u. 186.

(102) Vgl. *ebenda*, §184 u. 184A.

(103) *Ebenda*, §181Z.

(104) *Ebenda*, §258A.(S.399.)

(105) Vgl. Joachim Ritter, Hegel und die französische Revolution, in: ders., *Metaphysik und Politik*, Frankfurt a. M. 1969, S.226.

にした。彼の国家像は、そのような分裂を克服し、共同性への通路を見失った近代的私人を共同的なものへ統合する戦略として描かれているのである。

ヘーゲルの国家像は西ヨーロッパ近代の矛盾を見据えた近代社会克服のための構想であった。それはたしかに封建的カテゴリーによって構成されている。「職業団体（同業者組合）」や「管理行政 [Polizei]」、「身分制議会」や「長子相続権」など、彼の国家像を構成する分枝のいずれもが封建制の代名詞でしかない。しかし、少なくとも上述のような彼の問題意識から見るかぎり、これらの分枝が近代市民社会の矛盾を調停し揚棄するための媒介装置として構想されていることは明らかである。欲求充足をめざす私人の世界にあって「職業団体」こそが私利と集团的利害の一致し得る唯一の場であった。それは「仮象の段階」としての市民社会を真の「一般性」としての国家の内に揚棄し包摂するための通路であり、大家族制の崩壊とともに市場に放り出された個人を家族に代わって保護し育てる「市民社会に根を張った国家の習俗規範的な基礎」であった⁽¹⁰⁶⁾。富の蓄積とともに市民社会が必然的に生み出す貧困層に市民社会存立の危機を看取った彼は、「植民」という選択肢を示しながらも、その救済の可能性を「管理行政」に求めようとした⁽¹⁰⁷⁾。もちろん彼の国家像に封建的要素がないわけではない。彼は一方で公的利益を追求する官僚層や、君主の任命に従って「身分制議会」に派遣される市民層の代表には十分な知見と適応性といった近代的能力主義の原則を適用しておきながら⁽¹⁰⁸⁾、他方で君主や貴族層に対しては、公的事柄に関与する者への身分的保障などと称して、「長子相続権」や世襲制を認めようとする⁽¹⁰⁹⁾。このような矛盾し偏向した構想は、下からの変革を忌避し、現体制を維持しようと望む彼の保守的側面を表現するものであった。だが、それにもかかわらず、ヘーゲルの描く国家像は、19世紀になってもなお領邦分立状態が続き、多くの領邦に憲法はおろか議会さえ存在しないドイツの現状においては明らかに前に進みすぎていた。マルクスがヘーゲル「行政権」の悪しきモデルとして指摘したプロイセン「一般ラント法」でさえ⁽¹¹⁰⁾、法制度の改革と統一とを掲げながらも、実際には属州の伝統的法制度に阻まれて実効性を持ち得なかった⁽¹¹¹⁾。農奴制・世襲隷民制等の廃止令や都市条例などの一連の改革を実行したシュタインですら、貴族層に対しては、一定の特権を残そうとした⁽¹¹²⁾。これら諸改革が、不徹底ながらもめざしたものは、国家や社会の近代化であり、それを支える公共心ある市民の創出と近代的自治組織の形成であった⁽¹¹³⁾。だが、ヘー

(106) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, a.a.O., §255 u. 255Z.

(107) Vgl. ebenda, §§243, 244, 244Z, 245, 245A, 246, 248, 248Z u. 249.

(108) Ebenda, §291.

(109) Vgl. ebenda, §§280, 281, 281A, 305 u. 306Z.

(110) Marx, Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie, a.a.O., S.48.

(111) Reinhart Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution. Allgemeines Landrecht, Verwaltung und soziale Bewegung von 1791 bis 1848*, 3.Aufl., Stuttgart 1981, S.23ff.

(112) Franz Schnabel, *Deutsche Geschichte des neunzehnten Jahrhunderts*, Bd.1, 2.Aufl., Freiburg i. M. 1937, S.345.

(113) Vgl. ebenda, S.358 u. 361.

ゲルにとって問題はむしろ近代市民社会の矛盾を揚棄することにあった。それはドイツにとっては歴史の遙か彼方の課題であった。だからヘーゲルの構想はその保守的要素にもかかわらず前へ進みすぎていた。というよりドイツの現状が遅れすぎていた。こうした歴史的な脈絡の中では一切の制度的規定を欠いたマルクスの漠々たる「民主政」などは現実から乖離した夢想にすぎない。ヘーゲルはフランス革命や近代国民経済学といった西ヨーロッパの歴史的成果の上に立って思考した。彼はそのことを通して近代社会の矛盾を理論的に先取りし、流血のフランス革命に象徴されるような革命的断絶によってではなく、既存の制度の改革によって、それでも不可避な近代化をいかにドイツの現実の中に軟着陸させるかに腐心した。そのために、彼の構想には来るべき社会の矛盾を揚棄する戦略とならんでドイツの後進性が影を落としていた。そのような「非同時代的なものの同時存在」を彼の思想は表現していたのである。⁽¹¹⁵⁾

5. マルクス「ヘーゲル法哲学批判」における誤謬と理論的破綻

すでに明らかなように、マルクスはヘーゲルがその国家論の前提として描いたこのような「近代的私人」と「全面的相互依存の体系」との「分裂」を知らない。彼は「抽象法」も「道徳」も「市民社会」の章も読まずに「国内法」だけを批判の対象に据えたために、フォイエルバッハの宗教批判の構図から「政治的国家」と「物質的国家」との対立という我流の「二元論」を捏造し、ヘーゲルもまたそのような対立を前提としていると決めてかかった。だから彼は立法権や議会についてもヘーゲルとは無縁な像を描き出しそれを批判する。ヘーゲルが立法権の「確固たる基盤」とする憲法は、⁽¹¹⁶⁾「国家と市民社会の対立」を前提とするマルクスにとっては「政治的国家と非政治的国家との妥協」の産物であった。⁽¹¹⁷⁾また議会も彼の構図の中では「市民社会の政治的幻想」となる。⁽¹¹⁸⁾ヘーゲルが議会の使命を定義し、それが「一般的関心事をたんに即自的にだけでなく、また対自的にも、つまりそこで主観的形式的な自由の契機や、多数の意見や考えから成る経験的一般性としての世論の契機が活かされるよう実現すること」にあると述べたのに対して、⁽¹¹⁹⁾マルクスはこの「即自的」というヘーゲル用語を、それが元来は「可能性」などの未定形のもを意味するにもかかわらず、もっぱら対立の構図の中で捉えるために「『一般的関心事』はすでに『即自的に』政府の仕事として出来上がっている」のだから、「ひとびとの現実の関心事」になることはないのであって、要するに「議会とは国家

(114) Vgl. Marx, Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie, *a.a.O.*, S.32ff.

(115) Vgl. Kanda, *Die Gleichzeitigkeit des Ungleichzeitigen und die Philosophie. Studien zum radikalen Hegelianismus im Vormärz.* (Forschungen zum Junghegelianismus, Bd.8) Frankfurt a. M., Berlin, Bern 2003, S.42ff.

(116) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, *a.a.O.*, §298Z.

(117) Marx, Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie, *a.a.O.*, S.61.

(118) *Ebenda*, S.66.

(119) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, *a.a.O.*, §301.

の関心事をひとびとの関心事に見せかける幻想的存在である」と批判するのである。⁽¹²⁰⁾ またヘーゲルが政府と国民との「媒介機構」という議会の一面を描いたのに対して、マルクスは、ヘーゲルが議会に国民の政治教育の場としての機能をあたえているにもかかわらず、⁽¹²¹⁾ この「媒介機構」としての議会だけを対立の構図の中で一面化して捉え「議会は国家と市民社会[の対立]を揚棄し総合したもの」であるという奇妙な議会像を描き出す。⁽¹²²⁾ こうして「国家と市民社会の対立」に一切の疑念も抱かず批判を進めるマルクスは、303節の註解で予想もしなかったヘーゲルの反撃に出会うことになる。

ヘーゲルはすでに301節において国家に「悪意を、少なくとも良からぬ意思を前提としてかかる」立場は「賤民の立場であり、総じて否定性の立場」であると述べている。⁽¹²³⁾ しかし303節の註解においてはじめてヘーゲルのこの国家主義的な言葉の真意が明らかになる。すなわち「賤民の立場」とは「市民生活と政治生活を相互に切り離し、政治生活をいわば宙に浮かせてしまう」立場を指していた。⁽¹²⁴⁾ それはまさしくマルクスの立場であった。国家と市民社会の「二元論」をヘーゲル国家論の前提として当然の如く論じてきたマルクスはここで第二の理論破綻に陥る。当惑したマルクスはヘーゲルが「市民社会と政治的国家との分離から始めている」ことを繰り返して強弁したのち、⁽¹²⁵⁾ 289節での理論破綻と同様、続く304節以下の諸節を論評抜きに書き写し、⁽¹²⁶⁾ 結局また301節に戻って理論的建て直しを図る。

このようなマルクスの理論的破綻は、すでに述べた最初の理論破綻と同様、たんに論理の運びだけでなく、草稿の筆致にも表れている。アムステルダムにある国際社会史研究所所蔵の「ヘーゲル法哲学批判」の草稿にはそれがはっきりと見て取れる。289節における最初の理論破綻の場合には、それに続く290節から297節をマルクスが論評抜きにただ書き写したあと、叙述を放棄したために生じた空白がある。⁽¹²⁷⁾ また303節における理論破綻の場合には、302節についての論評と303節の間に約2ページ分の空白があり、303節の論評に続いて304節から309節をマルクスはやはり論評抜きにただ書き写している。⁽¹²⁸⁾ しかも303節に関する論評の最初のページに打たれたページ番号を最後に、⁽¹²⁹⁾ 草稿にはページ番号が一切記されなくなる。さらに304節から309節をただ抜き書きしたあと、再度301節に戻って展開される論述の筆致はそれまでのものとは異なり、明らかに一定の時間を置

(120) Marx, Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie, *a. a. O.*, S.65f.

(121) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, *a. a. O.*, §§314, 315.

(122) Marx, Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie, *a. a. O.*, S.71.

(123) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, *a. a. O.*, §301A.(S.470.)

(124) *Ebenda*, §303A.(S.474.)

(125) Marx, Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie, *a. a. O.*, S.78ff.

(126) *MEGA*² I-2, Apparat, S.603f.

(127) Marx, [Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie,] Mscr., Marx-Engels-Nachlaß, Internationale Institut für Sozialgeschichte, Amsterdam, Signatur: A5, Bogen XVI, S.63ff.

(128) *Ebenda*, Bogen XIX, S.73ff.

(129) *Ebenda*, Bogen XXIII (1), S.81ff. — なお82頁以降に打たれた頁番号はマルクスの筆跡ではない。

いたあとに書かれたことが想定できる。⁽¹³⁰⁾ 歴史的批判的全集を誇る現行のマルクス・エンゲルス全集 (MEGA) では、こうした草稿の現状が視覚化しにくいだけでなく、編集者が第二の理論破綻のあとの論評抜きの書き写しを、マルクスが「削除している」としてテキストから除外している。⁽¹³¹⁾ しかし草稿には削除の跡など一切見られない。⁽¹³²⁾ MEGA の編集者は、その意図がどこにあるかは別としても、史料に手を加えるという学問的逸脱を犯している。

明らかにマルクスはこれまでヘーゲルを批判し克服したつもりになっていた彼の当の立場を、ヘーゲルによって「市民生活と政治生活とを相互に切り離し」政治生活を宙に浮かしてしまう立場として位置づけられ、困惑し理論破綻に陥った。そして疑いもなく 303 節にあるヘーゲルの参照指示に従って市民社会の 201 節以下の身分構成に関する数節を読んでいる。それに引きずられて論旨が乱れ、これまで彼が論じていた「議会 [Stände]」がこの前後で「身分 [Stände]」の意に変わる。⁽¹³³⁾ しかも、マルクスはまたもや市民社会の当該箇所だけを読んだために、ヘーゲルが「労働」と「陶冶 [Bildung]」を人間の直接性からの解放の契機とする優れた見地を示しているにもかかわらず、⁽¹³⁴⁾ 「享楽」こそが「市民社会の原理」だと主張する。⁽¹³⁵⁾ マルクスがこれまで「市民社会」を読まずに国家の章だけを批判の対象にしてきたことはもはや疑いの余地はない。この事実は彼がここでようやく「市民社会」の重要性に気づき、「市民社会の批判」を繰り返し宣言していることから明らかである。⁽¹³⁶⁾ このような混乱をラペンは、マルクスがこれまでの彼自身の批判に満足せず、「クロイツナーハ・ノート」の作成によって得られた歴史的知識にもとづいてここで論理的批判から経験的批判への転換が行われたと主張しているが、⁽¹³⁷⁾ 過大評価も甚だしい。いったいこれ以降のマルクスの批判のどこをもつて経験的批判などといえるのだろうか。マルクスの批判は相変わらず論理主義的批判に終始しているのであって、⁽¹³⁸⁾ 歴史的研究の成果が具体的に現れるのはせいぜい 308 節の二院制についての議論くらいである。そのうえ「クロイツナーハ・ノート」は、ランケの論文についての唯一のコメントを除けば、⁽¹³⁹⁾ フランス革命史などの著作からのたんなる抜き書きにすぎず、そこからマルクスが何に関心を持ったかは分かって、⁽¹⁴⁰⁾ 何を読み取ったかは証明できないのである。

(130) *Ebenda*, Bogen X, [S.93].

(131) Marx, *Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie*, a.a.O., S.80ff. — Vgl. *ebenda*, Apparat, S.603f.

(132) Marx, [Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie,] a.a.O., Bogen XXIV, [S.91f.]

(133) Marx, *Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie*, a.a.O., S.78ff.

(134) Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, a.a.O., §187A.(S.344f.)

(135) Marx, *Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie*, a.a.O., S.90.

(136) *Ebenda*, S.89 u. 91.

(137) Nikolai I. Lapin, *Der junge Marx*, Berlin 1974, S.223.

(138) Vgl. Marx, *Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie*, a.a.O., S.122f.

(139) Marx, *Notizen zur Geschichte Frankreichs, Deutschlands, Englands und Schwedens*, MEGA², IV. Abt., Bd.2, Berlin 1981, S.181.

6. 法的・政治的カテゴリーの排除と剥き出しにされた「欲求の体系」の帰結

——強権的社會主義とマルクスの責任——

マルクスの「ヘーゲル法哲学批判」は、のちに彼がそれを自分史の中でどう位置づけようとも⁽¹⁴¹⁾、ヘーゲル『法哲学』の批判的把握という意味では、けっして特筆に値するものではなかった。彼はフォイエルバッハの一面的ヘーゲル批判の論理や宗教批判の構図をもとに、無謀にも予備知識も持たずにヘーゲル「国家論」に立ち向かい、その中から宗教批判の現世版としての「政治的国家」と「物質的国家」の「二元論」を捏造した。その「二元論」を携えて彼は再びヘーゲルに挑み、理論的破綻をきたし、我流の「二元論」を「国家と市民社会の対立」に替え、再度ヘーゲルに挑戦し、再度理論破綻に陥った末にようやく「市民社会」の重要性に気づいた。しかし彼はそのような「発見」からあらためてヘーゲル『法哲学』の全体像に向かうのではなく、彼自身が捏造した「二元論」の中でますます現世に、「物質的国家」に、そして「市民社会」に向かっていった。そうして彼はヘーゲルに対するこの誤解と一面化の行程を通して、むしろヘーゲルが体系化した西欧近代の法的・政治的カテゴリーを「幻想」として、あるいは「妥協」として排除していった。したがってそこには剥き出しになった「欲求の体系」だけが残されることになる。それは他でもなく「政治的国家」を、そして「国家」そのものを社会理論から排除する行程であった。かつてヘーゲル「法哲学」研究に多大な功績を残したイルティンクはマルクスの「ヘーゲル法哲学批判」を評して、マルクスは「ヘーゲルの叙述の政治的意味をほとんど掴むことができなかった」と述べた。⁽¹⁴²⁾「ヘーゲル法哲学批判」についての唯一正当なこの評価は、しかしながら、マルクスのこの草稿の一面を特徴づけているにすぎない。たしかにマルクスはヘーゲルの『法哲学』を理解できなかった。いや、それどころか彼の「ヘーゲル法哲学批判」のほとんどがヘーゲル『法哲学』の曲解にもとづいているとあってよい。しかし問題は「理解できなかった」ことにあるのではなく、マルクスがヘーゲルに対する無理解あるいは曲解を通して、ヘーゲルが体系化した西欧近代の法的・政治的諸カテゴリーを「幻想」として、あるいは「妥協」として排除したことにある。すでに見たように、マルクスにとって「憲法」は「妥協」の産物であった。また「官僚制」は「空想上の同一性」でしかなかった。そして「議会」は「市民社会の政治的幻想」にすぎなかった。こうした法的・政治的カテゴリーは、彼の思想発展の中でさらに貶められ、物質的諸関係のイデオロギーとして相対化されることになる。

(140) Vgl. Jaeck, *Die französische bürgerliche Revolution von 1789 im Frühwerk von Karl Marx*, a.a.O., S.25ff.

(141) Marx, *Zur Kritik der politischen Ökonomie*, a.a.O., S.100.

(142) Karl Heinz Ilting, *Hegel's concept of the state and Marx's early critique*, in: Pelczynski (ed.) *The State and Civil Society. Studies in Hegel's Political Philosophy*, Cambridge 1984, p. 108.

「ヘーゲル法哲学批判」のあとパリへ移住する前後に書かれた「ユダヤ人問題」において、マルクスは「人権」を市民社会の成員のたんなる「エゴイズム」にまで貶める⁽¹⁴³⁾。彼は、当時のユダヤ人問題が主に貧困層からなるユダヤ人の国民的帰属の問題であったにもかかわらず、こうした一面化された市民社会論の立場からそれを「現世のユダヤ教」の、すなわちユダヤ人の「ボロ儲け」のせいにし、「ボロ儲け」からの解放こそが人類の解放につながるというような、経験的事実とは無縁の帰結を引き出す⁽¹⁴⁴⁾。「守銭奴ユダヤ人」という旧来の偏見を再現して見せた彼のこの論文には、まさにマルクス自身の「ユダヤ人問題」が、すなわち多くの改宗ユダヤ人が抱えていたコンプレックスが隠されている⁽¹⁴⁵⁾。このような「欲求の体系」として剥き出しにされ一面化された市民社会論が、その後のマルクスの思想発展の基本路線となる。資本主義社会における人間の疎外を明らかにし、社会主義ヒューマニズムを高らかに謳ったとされる「経済学・哲学草稿」においても「宗教、家族、国家、法、道徳、学問、芸術等々は生産活動のたんなる特殊な様式にすぎず、生産の一般法則に従属する」という徹底した一面化が行われている⁽¹⁴⁶⁾。そしてこの一面的世界観の中で人間の疎外を廃棄する唯一の「物質的武器」として彼が描く「プロレタリアート」は、ヨーロッパの法思想や政治思想を根底から支える人格（法人格）や人権とは無縁の集団主体であった。したがって人間の意図とは関係なく客観的歴史過程そのものの中から生まれるこの「物質的武器」が民意を代表しているか否か、その行動と結果に対してどのように責任を負うことができるかなどという問題は意味を失う。そのような「物質的武器」としての集団主体を「理論」としての「哲学」が摺むとき「ラディカルな革命」が起こる。そしてこの革命は既存の法制度や政治制度を遥かに凌駕することになる⁽¹⁴⁷⁾。彼はいう。「ラディカルな革命が、遍く人間的な革命がドイツにとって空想的な夢なのではない。むしろ大黒柱を残して置くような部分的でたんに政治的でしかない革命こそが空想的な夢なのだ⁽¹⁴⁸⁾」。まさにレーニンの「前衛」によって導かれる「プロレタリア革命」の原型がここにある。もちろんマルクスが1848年革命を前に想定したこのプロレタリアートの存在が歴史的現実とは無関係の理論的虚構にすぎないことは今日、社会史の常識である⁽¹⁴⁹⁾。しかし、それが虚構である以前に、そもそも彼のプロレタリアート革命論が、そしてそれを支える剥き出しにされた「市民社会」の理論が、すでに見たよ

(143) Marx, Zur Judenfrage, *MEGA*² I-2, S.158.

(144) *Ebenda*, S.164, 169. — Vgl. Kanda, Noch einmal: Karl Marx und die Judenfrage, in: *Feuerbach und der Judaismus*, hrsg. von U. Reitemeyer u. a., Münster, New York, München 2009, S.101ff.

(145) Kanda, Noch einmal: Karl Marx und die Judenfrage, *a.a.O.*, S.119.

(146) Marx, Ökonomisch-philosophische Manuskripte, *MEGA*² I-2, S.390.

(147) Marx, Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie. Einleitung, *MEGA*² I-2, S.181ff.

(148) *Ebenda*, S.179.

(149) Werner Conze, Vom Pöbel zum Proletariat. Sozialgeschichtliche Voraussetzungen für den Sozialismus in Deutschland, in: *Moderne Deutsche Sozialgeschichte*, hrsg. von H.-U. Wehler, Köln 1976, S.111ff.

うにヘーゲル『法哲学』に対する曲解と一面化を通して、まさにヘーゲルが体系化した西欧近代の法的・政治的カテゴリーを事実上排除することによって形成されたとすれば、マルクスの社会理論はむしろ西欧民主主義との断絶のうえに成り立っていることになる。その意味で、マルクスの社会理論は、歴史的に継承されてきた法制度や政治制度、規範やモラルなどまったく意に介さないレーニンの粗野な革命論とその恣意的な政策に対して、それらが生まれ得る理論的素地を用意していたといえるであろう。

(文学部教授)